

首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務仕様書

1 委託業務名

首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務

2 業務の目的

愛媛県産農産物を使用した商品開発をテーマとして、首都圏の学生と愛媛県をつなぎ、学生による県産農産物の学習及び商品開発を行い、都内の広報媒体や都内イベントで情報発信を行うことで、参加者・関係者に対して愛媛の認知度・魅力度の向上を図るとともに、学生ネットワークの形成（関係人口の創出）を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年9月30日（火）まで

4 委託料上限額

450,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

2の目的を達成するために、次に掲げる事項を円滑に実施すること。

なお、具体的な実施内容は、企画提案内容をもとに愛媛県と協議の上、決定する。

(1) 事業の企画・運営

本事業の目的に即して、首都圏の学生が参加し、県産農産物を活用した愛媛県PRにつながる事業を企画・運営すること。

(2) 学生の募集及び連絡調整

本事業に参加する学生（20名程度）を募集・選定し、事業実施中は必要に応じて参加者との連絡調整を行うこと。

(3) 学生による県産農産物の学習

学生向けに、県産農産物を学習する企画を立案・実施すること。

(4) 県産農産物を用いた商品開発

学生が参加して、県産農産物を用いた商品開発を実施すること。

商品開発は販売を前提に行う必要はないが、今後の継続的なPRに活用できるよう、レシピやパッケージ、ブランドロゴの製作など、可能な範囲で対応すること。

(5) 都内広報媒体・イベントでの情報発信

(4)の成果物や本事業の取組みを、各種広報媒体及びイベント等を通じて情報発信し、愛媛県の魅力を発信すること。

(6) 学生ネットワークの形成サポート

本事業の参加者を中心に、愛媛県に携わる学生ネットワークの形成をサポートすること。

6 業務計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内

容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議するものとし、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。